

近畿地方整備局

資料配布

配布日時

平成31年4月8日

14時00分

件名

整備局が発注した工事等を委員が抽出し、審議した結果を公表します
—平成30年度近畿地方整備局入札監視委員会第一部会第4回定例会議を開催—

概要

今回の入札監視委員会は、委員が平成30年度第3四半期発注の工事、業務、役務物品から抽出した8案件について審議し、意見の具申又は勧告を行いましたので、その概要を公表します。

*開催日時：平成31年3月6日（水）
第一部会第4回定例会議 14:00～16:00

*開催場所：ドーンセンター 5階特別会議室
大阪府中央区大手前1-3-49

審議概要は、資料配布するとともに、ホームページで公表します。

<参考> 入札監視委員会

入札監視委員会は、公平中立の立場で客観的に入札及び契約手続きの審査等を行うものとして、平成13年6月に設置されました。

第一部会（港湾空港関係事務を除く）は5名の学識経験者等で構成され、四半期毎に年4回開催しています。

取り扱い

—

配布場所

近畿建設記者クラブ
大手前記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

TEL：代表電話（9:15～18:00）

06-6942-1141

主任監査官 南 ひとみ（内線 2114）

総務部契約管理官 釜矢 和一（内線 2222）

企画部技術開発調整官 増田 安弘（内線 3120）

近畿地方整備局 入札監視委員会（平成30年度第一部会第4回定例会議）審議概要

開催日及び場所		平成31年3月6日（水） ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）5階特別会議室				
委員		神田 彰 （(公社)関西経済連合会 理事） 木村 亮 （京都大学大学院 教授） 熊谷 礼子 （帝塚山大学 教授） 高橋 司 （勝部・高橋法律事務所 弁護士 第一部会長 今回抽出担当） 横田 直和 （関西大学 教授） （五十音順、敬称略）				
審議対象期間		平成30年10月1日 ～ 平成30年12月31日				
抽出案件		総件数8件（工事4件、業務3件、役務及び物品1件）				
契約方式		件数	件名	契約日	契約業者名	契約金額
工 事	一般競争入札方式(WTO対象)	1件	大野油坂道路川合トンネル川合地区工事	H30.10.2	(株)鴻池組	5,311,645,000
	一般競争入札方式(WTO対象外)	3件	新滝見橋上部工工事	H30.10.3	(株)駒井ハルテック	197,964,000
			淀川大堰3号ゲート設備修繕工事	H30.10.16	佐藤鉄工(株)	189,000,000
			鴨越筋堰堤工事	H30.12.27	中川企画建設(株)	108,000,000
業 務	一般競争入札方式	1件	道路管理データベース更新業務	H30.10.11	国際航業(株)	10,044,000
	簡易公募型競争入札方式	1件	国道163号門真大池電線共同溝設計業務	H30.10.11	セントラルコンサルタント(株)	24,754,000
	簡易公募型プロポーザル方式	1件	国営飛鳥歴史公園施設再配置基本設計他業務	H30.10.16	(株)建築環境研究所	22,000,000
役務及び物品	一般競争入札方式	1件	凍結防止剤（塩化ナトリウム）2,720t外5点購入	H30.11.8	(株)日吉	102,319,000
委員からの意見・質問、それらに対する回答等		意見・質問			回 答	
		別紙のとおり			別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし				

意見・質問	回答
<p>【報告事項】</p> <p>■ 四半期毎の発注状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質問なし。 <p>■ 指名停止措置の運用状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止等の運用状況として、措置要件「不正又は不誠実な行為」が3件あるが、具体的に説明してほしい。 <p>・独禁法違反行為をした百貨店の中で、有資格業者ではないため、指名停止措置を受けなかった業者に対しては、将来、有資格業者となった場合、どのように取り扱うのか。</p> <p>・有資格業者ではない場合、ペナルティはないのか。</p> <p>■ 談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質問なし。 	<p>・国土交通省では、指名停止に関し、指名停止等措置要領を定めている。有資格業者が別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件の1に該当する場合は、状況に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を行う。</p> <p>別表第1には、虚偽記載、過失による粗雑工事、事故及び契約違反等に関する措置基準が、別表第2には、贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害又は談合、重大な独占禁止法違反行為、建設業法違反行為及び不正又は不誠実な行為の措置基準が定められている。</p> <p>「不正又は不誠実な行為」は、運用基準として、「業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき」、具体的には落札決定後辞退等、又は「代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき」が該当する。</p> <p>・新たに有資格業者になった時点で、遡って指名停止を行う。</p> <p>・有資格業者ではないので、指名停止できない。</p>

■談合情報等の対応状況資料報告

- ・特に質問なし。

■再度入札における一位不動状況報告

- ・特に質問なし。

■低入札調査対象工事・業務の発生状況報告

- ・特に質問なし。

報告については了承する。

【審議】

■抽出案件結果報告

■抽出案件説明及び審議

●1. 一般競争入札方式(WTO 対象)

(大野油坂道路川合トンネル川合地区工事)

- ・競争参加者が多いのは、大変結構なことである。

一次選抜結果を見ると、評価項目として、「企業の施工能力」と「配置予定技術者の能力」の2つがあり、非選抜の6者は全て「配置予定技術者の能力」が0点である。非選抜の6者は、入札公告及び入札説明書の理解が足りないということか。それとも記載内容がわかりにくいのか。

・非選抜の6者は、それなりに直轄の受注実績がある企業であるが、なぜ同種工事の経験のない配置予定技術者を立てるのか。

・一次選抜の評価基準として、「配置予定技術者の能力」には3点の評価項目を掲げている。1点目は「同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無」、2点目は「同種性の高い施工経験」、3点目は「同種工事の経験についての工事成績評定」である。第一選抜において、非選抜となった6者は、これら3項目が全て0点であったということである。

具体的には、非選抜となった申請者の配置予定技術者は、直轄での同種工事の経験がないことから加点となっていない。

・入札公告及び入札説明書を見て、参加申請する時点では、他業者の参加申請者数やレベルがわからない。段階的選抜方式では、「企業の施工能力」にはほぼ差がなく、「配置予定技術者の能力」で評価点に差が出る傾向がある。

本件工事の参加申請者のうち、「配置予定技術者の能力」で0点となった業者は、実績のある技術者は他工事に従事しているため、実績のない技術者でエントリーしたものと思われる。

<p>・「入札調書（総合評価落札方式）」を見ると、選抜された業者の入札価格が接近している。官製談合防止法に基づく不正が考えられない場合、業者は価格で競争するしかない。積算基準がはっきりしているので、各者の入札価格が接近するのか。</p> <p>・本件は了承とする。</p> <p>● 2. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (新滝見橋上部工工事)</p> <p>・それなりの会社が参加申請し、技術評価しているが、入札辞退したため点数が公表されていない(株)北都鉄工及び(株)豊工業所の「企業の施工能力」は、高いのか、あるいは低いのか。また、オカモト鐵工(株)の「企業の施工能力」は20点中3点とかなり厳しい点数で、今後、もっと実績を積んで実力をつけてもらいたいと思う。</p> <p>要するに橋を架ける業者は世の中に育っているのか、知りたい。</p> <p>・企業がチャレンジすることで、実績を積んで企業の施工能力を上げていこうという良い傾向にある。</p> <p>発注者は、企業を育てることを主眼にすることが、今後、メンテナンスも含め、重要なポイントである。</p> <p>・本件は了承とする。</p> <p>● 3. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (淀川大堰3号ゲート設備修繕工事)</p> <p>・本ゲートを製作したのも佐藤鉄工(株)か。</p>	<p>・積算情報、歩掛かりは、かなりオープンにしている。落札決定後、予定価格の内訳も情報開示請求される業者が多く、研究に余念がない。</p> <p>トンネル工事はパターンが決まっており、受注希望者は多く、高度な積算技術を持つ業者も多いので、調査基準価格に近い入札価格となる。</p> <p>・「一般競争総合評価加算点表」をご覧ください。</p> <p>・「企業の施工能力」が比較的低い業者は、府県の実績が多い。そのため、直轄のチャレンジ型などを受注することで、実績を積み、「企業の施工能力」を高くできるよう発注者としても工夫している。</p> <p>・予備ゲートも含め、淀川大堰は1号から6号までのゲートを有している。設計時には、日立造船(株)及び三菱重工(株)がJVで参加した。予備ゲート、1号、4号、5号を日立造船(株)が製作し、2号、3号、6号を三菱重工(株)が製作した。</p> <p>本件工事の3号ゲートは、三菱重工(株)が製造したが、平成28年に水門部分を佐藤鉄工(株)に事業継</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書ダウンロード者数は 11 者あるが、参加申請者は 1 者となっている。参加申請を断念する要素として、何が考えられるか。 ・ 三菱重工(株)が水門部分を佐藤鉄工(株)に事業継承したということだが、人も付いてくるのか。 ・ 佐藤鉄工(株)が事業継承しているのですが、元々有利ということだが、落札率 99.6 パーセントと予定価格に大変近い入札価格となっている。このような場合、他業者が参入したとしても、勝てる見込みはあるのか。 ・ 入札参加者が 1 者となる可能性が高い場合、高めの見積金額を提出する傾向があるのか。 ・ 製造業者が有利となり、適正な競争は難しい。 ・ 本件は了承とする。 	<p>承している。そのため、本件工事には、佐藤鉄工(株)が参入したと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札公告をみただけでは、本件工事のゲートの製作者の情報は不明であるため、入札説明書をダウンロードし、詳細を確認しようとしたと考えられる。 ・ 入札説明書をダウンロードした 11 者には、保守点検の機械設備業者ばかりではなく、情報収集のため建設コンサルタント等がダウンロードすることもある。本件工事の入札説明書ダウンロード者の中には、機械設備業者 6 者も入っている。 ・ 入札説明書をダウンロードした上で、参加申請したり、入札するかは企業が判断することである。 ・ 部門ごと継承しているのだから、人も付いてきている。 ・ 予定価格を作成するため、入札参加者から見積を徴収する。入札参加者から提出された見積金額から異常値を除き、平均金額を単価として決定する。本件の場合、入札参加者が 1 者だったため、自社が出した見積金額がそのまま発注者から返ってきたため、佐藤鉄工(株)は、入札参加者は自社のみと推測し、予定価格に近い入札価格としたものと考えられる。 ・ 淀川大堰は、平成 27 年度から順次、ゲート毎に修繕工事を発注している。異常値となる見積金額が提出されれば、当然、その理由を聞き、確認する。
--	---

<p>● 4. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (鴨越筋堰堤工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中川企画建設(株)はランクCだが、入札価格からも受注意欲は十分にある。「企業の施工能力」及び「配置予定技術者の能力」は低い、発注者として、企業を育てていく気でやっていただきたい。砂防工事を真面目にやれば、表彰も可能性がある。建設業界を底上げするためにもお願いしたい。 ・CORINS実績による対象者数が125者あるにもかかわらず入札者が2者というのは、予定価格では収益が上がらないということか。第1回入札では両者とも予定価格超過、村本建設(株)は第2回入札を辞退し、中川企画建設(株)が落札した。 ・仮設工事の煩雑さや困難さについては、係数1.1などを掛けるなどすれば良いのではないかと。細かく見積もると、労力ばかりかかることになる。会計検査対応は難しいかもしれないが、六甲砂防事務所は、砂防で人命を守るという大切な使命を担っているのであるから、業者をヒアリングの上、六甲の特殊ルールを作る必要があるのではないかと。 ・砂防災害による被害規模は甚大であり、入札参加状況を改善する方法を検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者として、企業を育てていくよう努める。 ・砂防堰堤工事に実績のある業者は多い。六甲砂防事務所発注の工事は、参加申請者が年々減少する傾向にある。 原因として考えられるのは、索道でケーブルを吊って、資材を搬入する必要があり、索道を所有する業者が少なかったり、経費がかかるためであり、堰堤工事は厳しいにもかかわらず、収益が低く、人気がない。本件工事では、ランクを本来Cのところ、B及びCに拡大したり、地域要件を本店・支店又は営業所が兵庫県内のいずれかにあることと競争参加資格要件を工夫したが、参加申請者2者ということで、大変厳しい状況にある。 ・本件工事の施工場所は神戸市内だが、索道での施工が基本となり、任意仮設の条件で積算している。官民の積算に差があり、第1回目入札は両者とも予定価格超過となったと考えられる。 ・東日本大震災の復興にあたり、積算に復興係数が設定された事実がある。 大都市における交通安全工事等では、交通規制に経費がかかり、一般的な積算では対応が難しいケースが多く、ヒアリングの上、積算で入札参加状況を改善している事例がある。大都市の砂防工事についても、今後、検討する必要がある。
---	---

<p>・業者を育成すること、業者が参入しやすい工夫を今後も引き続き検討していただきたい。</p> <p>・本件は了承とする。</p> <p>● 5. 一般競争入札方式 (道路管理データベース更新業務)</p> <p>・競争参加資格要件の中の配置予定技術者に対する要件に、「国土交通大臣認定者」とあるが、説明していただきたい。</p> <p>・配置予定技術者の要件に、全てが国家資格者ではなく、実務経験者等も含まれているのは、業者や技術者を育成する上で、大変良いことである。</p> <p>・特定の業者の受注が多いという感想を持つが、業者を育てるという観点から、実績を持つ業者にアドバンテージがあるというシステムに対し、漠然と不安を感じる。</p> <p>・本件は了承とする。</p> <p>● 6. 簡易公募型競争入札方式 (国道163号門真大池電線共同溝設計業務)</p> <p>・「入札調書(総合評価落札方式)」にあるとおり、予定価格算定ミスがあったということだが、積算に誤りがあると指摘したのは、入札参加者か。</p> <p>・本件は了承とする。</p>	<p>・建設コンサルタント登録を行う場合に技術上の管理をつかさどる者として「技術管理者」を配置する必要があり、原則として技術士である必要がある。</p> <p>ただし、技術士の資格を有しない技術者に対し、一定の実務経験を有する者については、国土交通大臣により「技術管理者」として認定を受けることができる。</p> <p>この、国土交通大臣に認定された「技術管理者」が『国土交通大臣認定者』である。</p> <p>・競争参加資格要件として、「手持ち業務量」を掲げているので、抑止力となっている。</p> <p>・そのとおりである。電線共同溝の設計は、積算基準書を使用しており、予定価格を類推することは比較的容易である。</p> <p>予定価格の算定を誤った原因は、交差点照明設計に関して、現地踏査する交差点の5カ所が近接しており、5カ所の現地踏査を1回で行うと入札説明書で条件明示したが、積算担当者が現地踏査5回と誤って積算したことでミスが生じた。</p>
--	---

<p>● 7. 簡易公募型プロポーザル方式 (国営飛鳥歴史公園施設再配置基本設計他業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加資格要件の中に、「技術提案書の提出者に対する要件」として、同種・類似業務が記載されているが、歴史公園の基本計画又は設計に関する業務の発注は多いのか。 ・本件業務は「平成 20 年度から公示日までに完了した業務において 1 件以上の同種又は類似業務の実績」とあるが、「平成 15 年度から」としているものもあり、この違いは何によるのか。 ・本件は了承とする。 <p>● 8. 一般競争入札方式 (凍結防止剤(塩化ナトリウム) 2, 7 2 0 t 外 5 点購入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加申請者 3 者のうち、「提出書類の不備」のため、競争参加資格無しとされた業者があるが、これは提出を促すのか、それとも失格となるのか。 ・3 者しか参加申請がない中で、1 者が欠格となるのは惜しい気がするが、公正性とのバランスということか。 ・本件は了承とする。 ・全体を通して何か意見はあるか。 ・審議事項についてはすべて了承とし、審議事項については終了とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史公園は全国で 3 つあり、近畿管内の歴史公園の業務発注件数は多くはない。 ・工事实績は過去 15 年、業務実績は過去 10 年としてある。同種実績はより高く評価し、類似実績は少し幅広く設定している。 ・参加申請を締め切った後、提出されても認めないということである。 ・そのとおりである。
--	---